

## 徳島大学ティーチング・アシスタント実施要項

令和7年10月15日

学長裁定

### （目的）

第1 この要項は、徳島大学（以下「本学」という。）大学院に在学する優秀な学生に対し、教育的配慮の下に教育補助業務を行わせ、これに対する手当支給により、学生の処遇の改善に資するとともに、大学教育の充実及び指導者としてのトレーニングの機会の提供を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

### （名称）

第2 第1に定める業務を行う学生の名称は、ティーチング・アシスタント（以下「T・A」という。）とする。

### （身分）

第3 T・Aは、常勤職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内で勤務する有期雇用職員とする。

### （職務内容）

第4 T・Aは、指導教員（主任教授を含む。以下同じ。）の了解の下、授業担当教員の指示を受けて、学部学生、大学院修士課程及び博士前期課程の学生に対し、開設授業科目の授業における実験、実習、演習等の学習指導補助業務を行う。

### （採用等）

第5 T・Aの採用等は、次によるものとする。

- 一 選考は、原則として公募によるものとし、教養教育院又は各研究科（創成科学研究科においては各専攻。以下同じ。）で別に定める基準により行うものとする。
- 二 1人当たりの雇用時間は、学生の授業・研究に支障のない範囲内とする。
- 三 1時間当たりの手当は、別に定める。
- 四 本学は、T・Aに対し、所要の研修を行う。

### （勤務時間報告書）

第6 T・Aは、勤務状況等の報告のため、勤務時間報告書に必要事項を記入し、月1回月末に所属研究科の学務担当係（教養教育院の業務については学務部教育支援課）に提出するものとする。

### （その他）

第7 この要項に定めるもののほか、本要項の実施に際し必要な事項は、教養教育院長又は各研究科長（創成科学研究科においては各専攻長）が別に定める。

### 附 則

この要項は、令和8年4月1日から実施する。

### 附 則（令和8年5月20日改正）

この要項は、令和8年5月20日から実施する。